

がんばってまーす

原因は近所にあるとは限らない



福岡県大牟田市環境部環境保全課主査

ともだ よしのり
塘田 義則

私は、大牟田市役所環境保全課の塘田と申します。今年で配属2年目になります。

私たちのまち大牟田市は、九州のほぼ中央に位置し、国内最大規模の^{まえはまひがた}前浜干潟が広がる有明海湾奥部に面しています。国内最大のノリ生産量を誇る有明海はほかにもクツゾコ、ムツゴロウ、ワラスボ、エイガンチョ、タイラギ、アゲマキ、ウミタケ、シオマネキ、メカジャ、ワケノシンノスなどなど国内ではここにしか見られない多くの大陸系遺存種でも知られています。その多くは沿岸地域の郷土料理としても親しまれています。どのような生き物か、ぜひ検索してみてください。

大牟田市は、我が国最大級の炭田、^{みいけたんてん}三池炭田でも知られています。^{みいけたんこう}三池炭鉱とともに我が国の近代化を支えてきた近代化産業遺産は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」として世界遺産にも登録されています。その構成資産のひとつ「^{みいけこう}三池港」は、遠浅の海岸に大型船を迎え入れるため100年以上前に構築された、今も現役の港湾です。築港事業を率いた^{だんたくま}團琢磨氏は「石炭産業は永続しないかもしれないが、港があれば新しい産業を興すことができる。築港は本市100年の礎になる」という趣旨の言葉を残しています。

大牟田市の古称「三池（みいけ/みけ）」は、日本書紀にその命名譚が見られます。曰く『この地にかつて巨大なクヌギの木があった。朝日を浴びると、その影は有明海の対岸の佐賀県にまで及び、夕日が当たると、その影は^{あそさん}阿蘇山にまで届

くほどだった。4世紀初めころ、ときの天皇がこの地に立ち寄ったとき、クヌギはすでに倒れていたが、その倒木を見た天皇が「これは神の木だから、これからはこの地を御木（みき）の国と名付けよ」と言われたのが三池（みけ）の由来だ』と伝えています。



有明海から望む世界遺産「三池港」

さて、当課は典型7公害のほか、雑草や立竹木に関する相談、特定外来生物など野生生物に関する相談にも対応しています。今回は、最近の業務体験から2つの事例を紹介します。

昨年2月ころ、A地区の住民から、工場の夜間騒音に関する相談メールが届きました。ちょうどその年の夜間工場騒音測定業務を終えた時期でしたが、A地区は騒音測定の対象外でした。

早速、日中にA地区を現地調査した結果、B社の送風機や空気圧縮機、C社の操業に伴う騒音が原因候補に挙がりました。状況説明を兼ねて苦情者に詳しい話を聞きに伺うと、意外にも苦情者はD地区のE社を騒音発生源だと名指しされた

のです。A地区のB社やC社までは直線距離で300～600m、一方D地区のE社までは1.5 kmもあります。なによりD地区の住民からの騒音苦情はありません。とにかくにも、A地区を中心に、夜間に騒音の状況を調べることにしました。その結果、A地区には夜間操業をしている工場がほとんどなく、候補に挙げた送風機や空気圧縮機も夜間は動いていないことがわかりました。また、遠方の工場騒音と思われる定常音を確認しました。少しずつ場所を変えながら音源を探っていくと、果たして苦情者が名指しされたE社からの騒音だとわかりました。後日改めて夜間の工場騒音を測定すると規制基準を大きく上回る70dB以上の騒音でした。一方では、同日の苦情者宅付近の騒音レベルは環境基準を満たしていることも確認しました。

これをきっかけに、D地区のE社に騒音対策を指導。E社はその日のうちに原因施設を特定し、施設の稼働を停止。その後2週間程度で騒音対策を実施しました。

さて、苦情者宅へ今回の顛末について説明に伺った際、私は詳しい説明をする前に、最近の騒音の状況について尋ねてみました。E社が騒音規制基準を超過していたことは事実でしたが、それが苦情者宅まで影響しているとはどうにも信じ難かったからです。ところが、その方はニッコリ笑顔で「はい、おかげさまで○日以降、騒音はぴたりと収まりました。」と、私たちがE社に指導に行った、まさにその日から騒音に悩まされなくなったとおっしゃるのです。本当に驚愕するとともに苦情対応は先入観を抱かずに、相談内容を素直に聞くことから始めた方がいいのだと感じました。なお、B社の送風機や空気圧縮機も今回の件をきっかけに騒音防止対策が行われました。

次に、立竹木に関する事例です。

相談は「家の裏手のがけにある立木の枝が伸びてきて我が家に当たって困ってる。」というもので、このような相談は「大牟田市空き地及び空家

等の適正管理に関する条例」に基づいて対応します。まずは登記情報から所有者を調べました。本件は、いわゆる表題部所有者不明土地でした。所有者名は登記してあるのですが住所が不詳。困りました。たくさんの枝が民家に当たっています。早急に対応しないと家が損害を被るのは明らかです。行政代執行やら緊急安全措置も頭に浮かべながら、とにかくその土地の所有者について心当たりがないか、古くからの近隣住民を中心に聞き込みを進めると、みなさま口々に「私は詳しいことは知らないけれど、あの土地の管理者がわからないなんてことはないと思うよ。●●の××さんならもう少し知ってるかもしれないねえ。」と、何か知ってる人のセリフです。とはいえ核心に迫ることができず途方にふれていたときでした。偶然にも××さんの一人が、職場の先輩の古い知り合いだということが判明したのです。それが突破口となり、土地の現在の所有者を特定することもできました。遠方にお住いのその方に手紙を出して半年ほどたった先日、くだんの木はついに、幹をわずかばかり残して伐採されました。粘り強い聞き込みだけでなく、普段からの地域との関わり大切さを痛感しました。

苦情対応というのは、今回のケースのようにすっきり解決するものばかりではありません。なかには、無理難題を押しとおそうとする苦情者や因果関係を認めようとしない原因者など様々なケースもあります。精神的にすり減る案件も少なくありません。そのような中で、公害等調整委員会が先日開催した相談対応に関するウェブセミナーは、感銘を受ける内容でした。苦情者側の背景や考え方の一端を知ることができ、今後の対応に活かしていきたいと思います。

これからも、多くの先輩方にもまれ、公害等調整委員会の研修などに学び、職場のみんなといっしょにがんばります。